

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

路線名	下石戸上菖蒲線
供用開始の区間	北本市宮内七丁目一三五番一地先から同市宮内七丁目二四〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和六年五月二十一日
備考	令和二年十月十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二八六・〇〇メートル